

## 学校経営のポイント

### 児童虐待防止法の施行と保護者啓発

若井 彌一

20世紀を迎えようとしていた100年前、エレン・ケイは、その名著『児童の世紀』で来るべき20世紀は、児童(子ども)の世紀だと、願い(希望)を込めて訴えた。しかし、現実には、ケイの願い(希望)とは大きな隔たりをもって推移し、現在にいたっている。

いま、まさにわれわれは20世紀を送ろうとしているのだが、その20世紀の最後の年に、わが国では「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という)が制定され(5月24日公布、法律第82号)、本年11月20日から施行のはこびとなった。

#### いま、なぜ虐待が多発するのか

ここ数年、児童とりわけ幼児虐待が世論の注目を集めるほどに多発している。これだけ物質(生活物質)的に豊かになったわが国において、なぜ幼児虐待が多発するのか。児童虐待防止法は、このような状況を深刻に受けとめた国会議員有志により、いわゆる「議員立法」として制定された。

「にわかづくり」あるいは「にわかごしらえ」の法律であるため、詰めが足りないところもあるが、この法律の制定により、児童虐待をなにほどかは抑止することが期待される。

児童虐待防止法により禁止されている児童虐待に該当する行為は、次の4つである。

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 学校は保護者の啓発活動を

これらのどれか1つにでも該当する行為を、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)に対して行うことを同法では「児童虐待」と定義し、それを禁じ(第2条)、また何人も児童に対し、虐待をしてはならないとしている(第3条)。

しかし、このような禁止規定を設けても、実際にはこれからも幼児虐待や児童に対する虐待は発生し続けることであろう。

同法により、「学校の教職員」等は、「児童虐待を発見しやすい立場にある」者として位置づけられており、「児童虐待の早期発見」の努力義務を課され(第5条)、児童虐待を受けた児童を発見した者は誰であれ、児童福祉事務所または児童相談所への通告義務を負う(第6条1項)。

学校教職員と児童・生徒の保護者との間で深刻なトラブル発生が予想されるが、それを防ぐためにも、児童虐待防止法を教材として各学校で保護者の啓発活動に力を入れることを、今後の重要な実践課題としたい。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、全国の小・中・高等学校等を対象に12月から2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488 にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。FAXによる質問等も受けつけています。

本紙はホームページでも閲覧できます  
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

緊急増刊 1月刊 予約受付中! お申込みは書店または直接小社へ 教育開発研究所 刊  
教課審委員を含む専門家が改訂のポイントを徹底解説、記入方法を図解で例示!

『教職研修』緊急増刊『新指導要録全文と要点解説』定価 2,350 円